



山形県公報

平成19年9月25日(火)
第1878号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則.....(出納局)...1259

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....(最上総合支庁福祉課)...1261

指定介護予防サービス事業者の指定.....(同) ... 同

### 公 告

監査結果の公表.....(監査委員)...1262

## 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月25日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第91号

#### 山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「別表第1」を「別表」に改める。

第12条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 第70条の2に規定する基準を満たしている者に対して県税の収納の事務を委託しようとするとき。

第14条第1項及び第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第37条第2項ただし書中「別表第1第3項」を「別表第3項」に改める。

第51条第2項を削る。

第60条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改める。

第64条の2中「別表第1第8項」を「別表第8項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、令第158条の2第1項の規定により次条に規定する基準を満たしている者に対して県税の収納の事務を委託する場合について準用する。

第70条の次に次の1条を加える。

(県税の収納事務の委託基準)

第70条の2 令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 委託する事務又はこれに類する事務について相当の知識及び経験を有すること。

(2) 委託する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。

(3) 収納した県税に係る徴収金を確実に県指定金融機関に払い込むことができ、かつ、その収納状況を正確に記録し、管理し、及び遅滞なく報告することができる組織体制及び技術を有する者であること。

(4) 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な体制を有すること。

第71条の見出し中「身分証明書」を「受託者証」に改め、同条第1項中「前条」を「令第158条第1項」に、「委託した」を「委託し、又は令第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務を委託した」に、「その身分を示す証明書」を「受託者証」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該委託を受けた者が当該委託に係る事務を行うに当たり、受託者証の掲示がなくても、納入義務者

の信頼を確保できると認められるときは、この限りでない。

第71条第2項を次のように改める。

- 2 前項の受託者証の交付を受けた者は、納入義務者の見やすい場所に受託者証を掲示しなければならない。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第74条中「歳入の」を「令第158条第1項の規定により歳入の」に改める。

第75条中「歳入」を「令第158条第1項の規定により歳入」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、令第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者において領収した現金及び証券について準用する。この場合において、前項中「現金出納簿」とあるのは「帳簿」と、「会計管理者若しくは出納員に納入し、又は納入書により県指定金融機関、県指定代理金融機関若しくは県収納代理金融機関」とあるのは「県指定金融機関」と読み替えるものとする。

第76条中「委託した場合」を「委託する場合及び第70条の2に規定する基準を満たしている者に対して県税の収納の事務を委託する場合」に、「前6条」を「前7条」に改める。

第77条第2項中「身分証明書」を「受託者証」に改める。

第87条第2項及び第93条第2項中「又は郵便局」を削る。

第97条第3項中「別表第1第8項」を「別表第8項」に改める。

第201条第3号中「別表第1第3項」を「別表第3項」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

別記中「様式第50号 身分証明書」を「様式第50号 受託者証」に改める。

別記様式第50号を次のように改める。

様式第50号（受託者証）

|                                          |
|------------------------------------------|
| 第 号                                      |
| 徴収（収納）事務受託者証                             |
| 所在地又は住所                                  |
| 名称及び代表者氏名又は氏名                            |
| 取扱収入の種類                                  |
| 委託期間      年   月   日から      年   月   日まで   |
| 上記の者は、本県の歳入の徴収（収納）の事務の委託を受けた者であることを証明する。 |
| 年   月   日                                |
| 山 形 県 印                                  |

- 備考 1 この受託者証は、納入義務者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 2 この受託者証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この受託者証を亡失し、又は損傷したときは、直ちに発行者にその旨を報告し、指示を受けなければならない。
- 4 徴収（収納）の事務に係る委託契約を委託期間内に解除したときは、直ちにこの受託者証を返納しなければならない。

別記様式第68号裏面中「に郵便振替」を「に郵便局」に、「振替貯金払出証書」を「振替払出証書」に、「若しくは郵便振替の方法」を「又は振替払出証書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第8号、第14条、第37条第2項、第51条、第60条、第64条の2、第87条、第93条、第97条第3項、第201条第3号、別表及び別記様式第68号の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の第71条第1項の規定により交付された証明書の使用及び証明書を亡失した場合の手続については、なお従前の例による。

（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

- 3 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年10月県規則第75号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

|                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| 山形県補助金等の適正化に関する規則<br>(昭和35年8月県規則第59号) | 第21条 |
|---------------------------------------|------|

を

「

|                                       |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| 山形県補助金等の適正化に関する規則<br>(昭和35年8月県規則第59号) | 第21条                 |
| 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)                | 第75条第2項において準用する同条第1項 |

に改める。

」

別表第4中

|                   |      |
|-------------------|------|
| 山形県補助金等の適正化に関する規則 | 第21条 |
|-------------------|------|

を

「

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 山形県補助金等の適正化に関する規則 | 第21条                 |
| 山形県財務規則           | 第75条第2項において準用する同条第1項 |

に改める。

」

告 示

山形県告示第886号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年9月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                           | 居宅サービスの種類 | 指定年月日       |
|---------------------------------|---------------------------------------|-----------|-------------|
| 医療法人社団こくの医院<br>新庄市大字泉田字泉田10番地の1 | ほっと新庄デイサービスセンター<br>新庄市大字泉田字下村西19番地の72 | 通 所 介 護   | 平成19. 9. 12 |

山形県告示第887号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年9月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地           | 事業所の名称及び所在地                           | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------|---------------------------------------|-------------|------------|
| 医療法人社団こくの医院<br>新庄市大字泉田字泉田10番地の1 | ほっと新庄デイサービスセンター<br>新庄市大字泉田字下村西19番地の72 | 介護予防通所介護    | 平成19. 9.12 |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成19年7月から平成19年9月まで実施した平成18年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成19年9月25日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 田 | 澤 | 伸 | 一 |
| 山形県監査委員 | 吉 | 田 |   | 明 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

### 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関69箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関   | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|---------------|------------|-------------|------|
| 庄内総合支庁総務企画部   | 平成19年7月10日 | 吉田委員        | 加藤委員 |
| 庄内総合支庁保健福祉環境部 | 平成19年7月10日 | 吉田委員        | 加藤委員 |
| 庄内総合支庁産業経済部   | 平成19年7月10日 | 吉田委員        | 加藤委員 |
| 庄内総合支庁建設部     | 平成19年7月10日 | 吉田委員        | 加藤委員 |
| 最上総合支庁総務企画部   | 平成19年7月11日 | 田澤委員        | 濱田委員 |
| 最上総合支庁保健福祉環境部 | 平成19年7月11日 | 田澤委員        | 濱田委員 |
| 最上総合支庁建設部     | 平成19年7月11日 | 田澤委員        | 濱田委員 |
| 病院事業管理者       | 平成19年7月17日 | 田澤委員        | 吉田委員 |
|               |            | 加藤委員        | 濱田委員 |
| 企業管理者         | 平成19年7月17日 | 田澤委員        | 吉田委員 |
|               |            | 加藤委員        | 濱田委員 |
| 自動車税事務所       | 平成19年7月18日 | 田澤委員        | 濱田委員 |
| 村山総合支庁総務企画部   | 平成19年7月18日 | 田澤委員        | 濱田委員 |
| 村山総合支庁保健福祉環境部 | 平成19年7月18日 | 田澤委員        | 濱田委員 |
| 村山総合支庁産業経済部   | 平成19年7月18日 | 田澤委員        | 濱田委員 |

|           |            |      |      |
|-----------|------------|------|------|
| 村山総合支庁建設部 | 平成19年7月18日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 職員厚生課     | 平成19年7月24日 | 加藤委員 |      |
| 人事課       | 平成19年7月24日 | 加藤委員 |      |
| 総務課       | 平成19年7月24日 | 加藤委員 |      |
| 財政課       | 平成19年7月24日 | 加藤委員 |      |
| 管財課       | 平成19年7月24日 | 加藤委員 |      |
| 改革推進課     | 平成19年7月24日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 女性青少年政策室  | 平成19年7月24日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 学術振興課     | 平成19年7月24日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 障がい福祉課    | 平成19年7月24日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 監査委員事務局   | 平成19年7月24日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 総合防災課     | 平成19年7月25日 | 加藤委員 |      |
| 税政課       | 平成19年7月25日 | 加藤委員 |      |
| 生活安全調整課   | 平成19年7月25日 | 加藤委員 |      |
| 食品安全対策課   | 平成19年7月25日 | 加藤委員 |      |
| 健康福祉企画課   | 平成19年7月25日 | 加藤委員 |      |
| 政策企画課     | 平成19年7月25日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 県民文化課     | 平成19年7月25日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 情報企画課     | 平成19年7月25日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 統計企画課     | 平成19年7月25日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 産業政策課     | 平成19年7月31日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 商業経済交流課   | 平成19年7月31日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 観光振興課     | 平成19年7月31日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 工業振興課     | 平成19年7月31日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 雇用労政課     | 平成19年7月31日 | 吉田委員 | 加藤委員 |

|                 |            |      |      |
|-----------------|------------|------|------|
| 環 境 企 画 課       | 平成19年7月31日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 循 環 型 社 会 推 進 課 | 平成19年7月31日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| み ど り 自 然 課     | 平成19年7月31日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 児 童 家 庭 課       | 平成19年7月31日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | 平成19年7月31日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 管 理 課           | 平成19年8月20日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 建 設 企 画 課       | 平成19年8月20日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 市 町 村 課         | 平成19年8月20日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 長 寿 社 会 課       | 平成19年8月20日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 保 健 薬 務 課       | 平成19年8月20日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 交 通 政 策 課       | 平成19年8月21日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 都 市 計 画 課       | 平成19年8月21日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 道 路 課           | 平成19年8月21日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 建 築 住 宅 課       | 平成19年8月21日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 高 校 教 育 課       | 平成19年8月21日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 農 政 企 画 課       | 平成19年8月21日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 経 営 安 定 対 策 課   | 平成19年8月21日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 森 林 課           | 平成19年8月21日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 河 川 砂 防 課       | 平成19年8月22日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 農 村 計 画 課       | 平成19年8月22日 | 吉田委員 | 加藤委員 |
| 工 口 農 業 推 進 課   | 平成19年8月22日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 生 産 技 術 課       | 平成19年8月22日 | 田澤委員 | 濱田委員 |
| 出 納 局           | 平成19年8月27日 | 田澤委員 | 加藤委員 |
| 福 利 課           | 平成19年8月27日 | 田澤委員 | 加藤委員 |

|                   |            |      |      |
|-------------------|------------|------|------|
| 教 育 や ま が た 振 興 課 | 平成19年8月27日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 県 議 会 事 務 局       | 平成19年8月27日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 労 働 委 員 会 事 務 局   | 平成19年9月10日 | 田澤委員 | 加藤委員 |
| 教 育 庁 総 務 課       | 平成19年9月10日 | 田澤委員 | 加藤委員 |
| ス ポ ー ツ 保 健 課     | 平成19年9月10日 | 田澤委員 | 加藤委員 |
| 義 務 教 育 課         | 平成19年9月10日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 警 察 本 部           | 平成19年9月10日 | 吉田委員 | 濱田委員 |

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### ア 道路課

(ア) 随意契約において、随意契約できる適用条項が適正でないものがある。

#### イ 最上総合支庁建設部

(ア) 道路占用料、河川水面使用料及び占用料の調定が遅延しているものがある。

#### ウ 庄内総合支庁産業経済部

(ア) 業務委託契約において、新たな業務を設計変更により対応しているものがある。

#### エ 教育やまがた振興課

(ア) 歳入の会計年度所属区分が適正でないものがある。

### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### ア 予 算

(ア) 収入における予算の計上が適切でないものがある。(県民文化課)

#### イ 収 入

(ア) 普通財産貸付料の納入通知が遅延しているものがある。(管財課)

(イ) 行政財産目的外使用許可に係る調定手続きが遅延しているものがある。(総合防災課・障がい福祉課)

#### ウ 支 出

(ア) 寒冷地手当の支給額が誤っているものがある。(農政企画課)

(イ) 支払いが遅延しているものがある。(情報企画課・保健薬務課・村山総合支庁産業経済部・村山総合支庁建設部・庄内総合支庁総務企画部・義務教育課)

(ウ) 精算旅費の支給が遅延しているものがある。(最上総合支庁総務企画部)

#### エ 契 約

(ア) 工事契約保証金を徴収しないまま契約締結しているものがある。(障がい福祉課)

#### オ 債 権

(ア) 未収金(過年度歳出返納金)の管理が適切でないものがある。(児童家庭課)

(イ) 不納欠損処分が適切でないものがある。(障がい福祉課)

#### カ 補 助 金

(ア) 補助金の交付事務が適切でないものがある。(建設企画課・交通政策課・最上総合支庁産業経済部・庄内総合支庁建設部)

#### キ 財 産

(ア) 財産(売払物品)の管理が適切でないものがある。(村山総合支庁建設部)

平成19年9月25日印刷  
平成19年9月25日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056